

# 第 1 章 総 説



# 第1 長崎市の概要

## 1 地形及び特性

長崎市は、九州の西端部長崎県本土の南部に位置し、長崎半島から西彼半島の一部を占める広範な地域である。

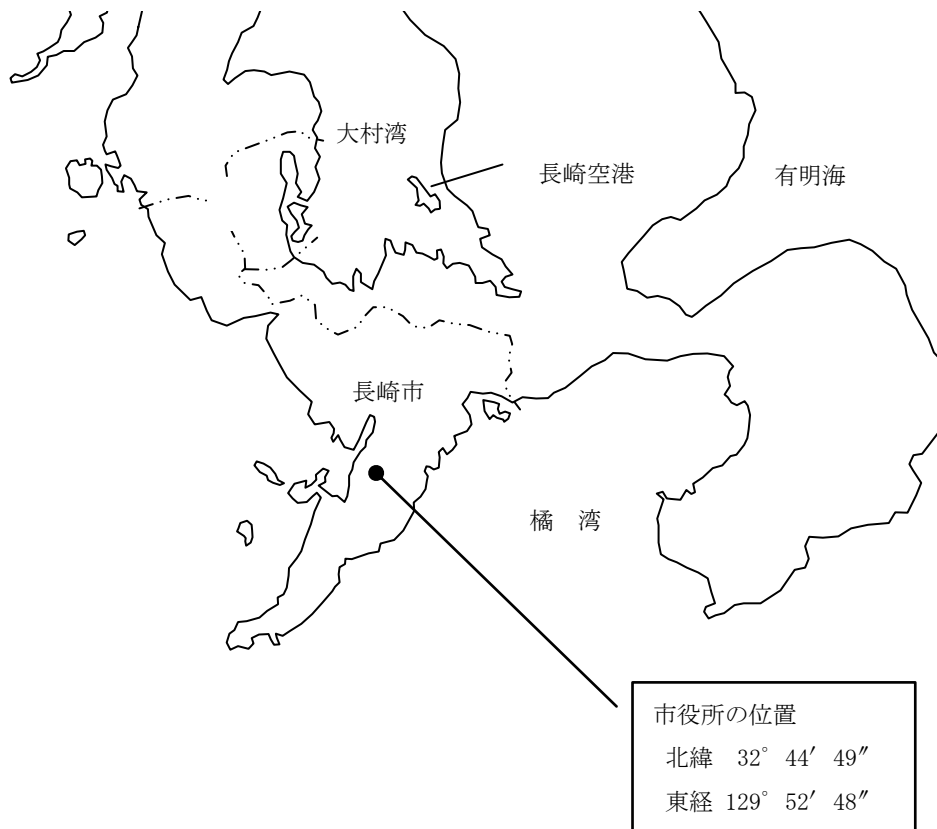
地形的には、周囲を山々に囲まれた丘陵地帯で、また、リアス式の長く複雑な海岸線と相まって、独特な景観を作り出している。

気候は、西海型気候区に属して、温暖多雨な気候となっており、沿岸部では対馬海流（暖流）の影響で冬は暖かく、夏は比較的涼しいといった海洋性の気候に恵まれている。

長崎市は、江戸時代には海外に開かれた唯一の窓口として、近代以降は海運国日本を支える造船業を主として栄え、国際社会の中で重要な役割を果たしてきた。

昭和20年8月9日に投下された原子爆弾による惨禍を被った後は、核兵器廃絶と恒久平和を訴える国際平和文化都市としての役割を果たしている。

長崎市の産業形態は、造船、機械工業、水産、観光を基幹産業とする商工業都市である。



2 所在地及び市民健康部・独立行政法人長崎市立病院機構関係施設



位置図	施設名	所在地	電話（095）
①	市役所	桜町2番22号	(代) 822-8888
②	市民健康部	桜町6番3号	(代) 822-8888
③	長崎市保健所	桜町6番3号	(代) 822-8888
④	保健環境試験所	茂里町2番34号	(代) 846-3163
⑤	動物管理センター	茂里町2番2号	844-2961
⑥	独立行政法人長崎市立病院機構 長崎みなとメディカルセンター 市民病院	新地町6番39号	(代) 822-3251
⑦	独立行政法人長崎市立病院機構 長崎みなとメディカルセンター 成人病センター	淵町20番5号	(代) 861-1111
⑧	長崎市夜間急患センター	栄町2番22号	820-8699

### 3 面積・世帯数・人口の推移

年次	面積 (k㎡)	世帯数	人口	人口密度 (k㎡当り)	1世帯当人口	備考
20年	90.54	31,991	142,748	1,577	4.46	明治22年 市制施行 明治31年 下長崎村 の全部、戸町村、淵村、 浦上山里村及び上長 崎村の一部編入 大正9年 上長崎 村、浦上山里村編入 昭和13年 小榊村、 土井首村、小ヶ倉村、 西浦上村編入 昭和25年 福田村大 浦郷字網場の脇編入 昭和30年 福田村、 深堀村、日見村編入 昭和37年 茂木町、 式見村編入 昭和38年 東長崎町 編入 昭和48年 三重村、 時津町元村郷及び野 田郷の一部編入 平成17年1月4日 香焼町、伊王島町、高 島町、野母崎町、三和 町、外海町編入 平成18年1月4日 琴海町編入
25年	90.60	57,081	247,248	2,729	4.33	
30年	121.32	65,748	305,909	2,522	4.65	
35年	121.32	82,232	345,409	2,847	4.20	
40年	207.09	103,867	407,686	1,969	3.93	
45年	207.61	117,706	422,533	2,035	3.59	
50年	239.65	135,117	450,348	1,879	3.33	
55年	240.43	143,986	447,897	1,863	3.11	
60年	241.76	149,453	449,382	1,859	3.01	
平成元年	240.80	154,495	445,943	1,852	2.89	
2年	240.80	157,136	445,023	1,848	2.83	
3年	240.80	158,778	444,178	1,845	2.80	
4年	240.98	160,256	442,631	1,837	2.76	
5年	241.15	161,840	441,438	1,831	2.73	
6年	241.16	162,847	439,413	1,822	2.70	
7年	241.18	165,247	438,439	1,818	2.65	
8年	241.24	165,998	435,783	1,806	2.63	
9年	241.28	166,564	432,599	1,793	2.60	
10年	241.28	167,475	430,319	1,784	2.57	
11年	241.28	168,503	427,943	1,774	2.54	
12年	241.20	166,645	423,166	1,754	2.54	
13年	241.21	167,746	421,366	1,747	2.51	
14年	241.21	168,940	420,080	1,742	2.49	
15年	241.32	170,073	418,654	1,735	2.46	
16年	338.72	182,519	447,103	1,320	2.45	
17年	406.35	187,358	455,556	1,121	2.43	
18年	406.36	185,058	451,652	1,111	2.44	
19年	406.37	186,110	448,792	1,104	2.41	
20年	406.40	187,142	446,007	1,097	2.38	
21年	406.40	188,864	444,160	1,093	2.35	
22年	406.43	187,917	443,504	1,091	2.36	
23年	406.46	188,955	441,142	1,085	2.33	
24年	406.46	189,680	438,503	1,079	2.31	
25年	406.47	190,841	435,939	1,072	2.28	
26年	405.81	191,715	433,197	1,067	2.26	

注：面積は各年10月1日現在、世帯数及び人口は各年12月末現在推計人口であるが、平成7年以降は、1月1日現在。（平成16年は平成17年1月4日、平成17年は平成18年1月4日現在）

#### 4 地区別世帯数・人口等

	長 崎 市
世 帯 数	207,911 世帯
人 口	436,893 人
面 積	405.81 km <sup>2</sup>
人口密度 (1 km <sup>2</sup> )	1,076.59 人
1 世帯当り人口	2.10 人

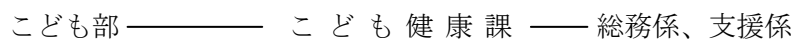
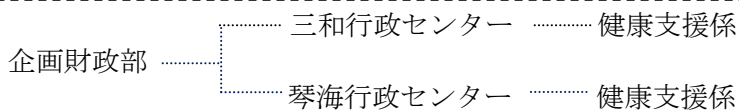
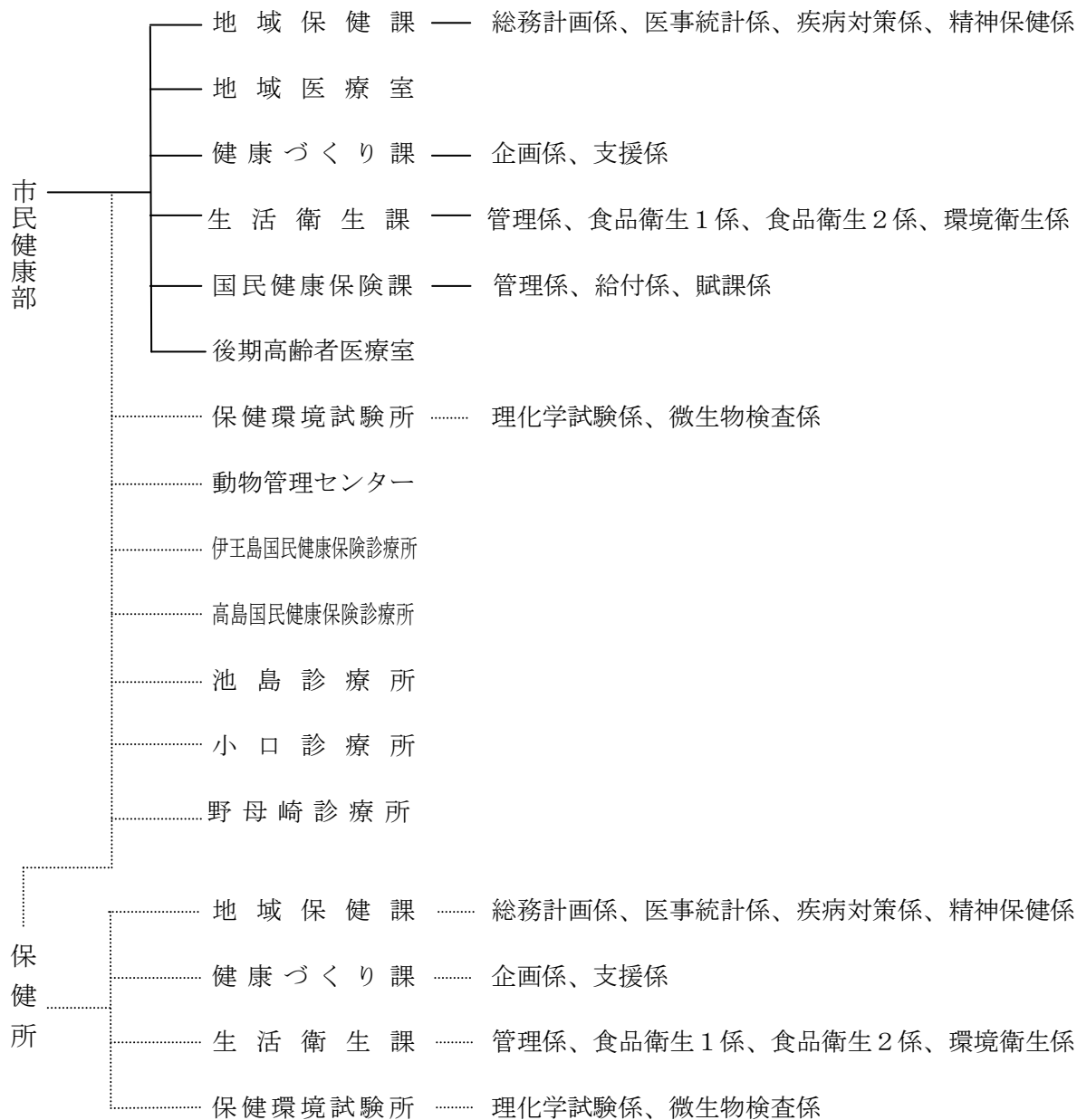
注：面積は平成26年10月1日現在、人口・世帯数は平成26年9月末日現在の住民基本台帳登録による。  
 なお、外国人も含む。

地 区 別		世 帯 数	人 口		
			総 数	男	女
東 部	東 部 本 庁 地 区	34,548	65,648	29,312	36,336
	日 見 地 区	4,086	8,132	3,877	4,255
	東 長 崎 地 区	15,112	38,691	18,473	20,218
西 部	西 部 本 庁 地 区	13,748	28,031	13,053	14,978
	小 櫛 地 区	2,265	5,855	2,785	3,070
	福 田 地 区	4,197	9,802	4,576	5,226
	式 見 地 区	1,510	3,285	1,501	1,784
	三 重 地 区	7,630	19,200	9,164	10,036
	外 海 地 区	2,108	3,992	1,775	2,217
	琴 海 地 区	5,177	12,392	5,995	6,397
南 部	南 部 本 庁 地 区	18,583	36,139	16,225	19,914
	小ヶ倉地区	3,900	9,190	4,270	4,920
	土井首地区	6,722	15,451	7,279	8,172
	深堀地区	3,139	6,965	3,312	3,653
	茂木地区	5,065	11,213	5,135	6,078
	香焼地区	1,845	3,900	1,796	2,104
	伊王島地区	442	730	315	415
	高島地区	301	430	198	232
	野母崎地区	2,875	5,783	2,667	3,116
	三和地区	4,846	10,593	4,990	5,603
北 部	北 部 本 庁 地 区	27,268	53,878	24,798	29,080
	西 浦 上 地 区	42,544	87,593	40,594	46,999
総 数		207,911	436,893	202,090	234,803

## 第2 市民健康部の概要

(平成27年4月1日現在)

### 1 機構図



2 事務分掌（地域医療室、国民健康保険課及び後期高齢者医療室を除く。）

（市民健康部）

（平成 27 年 4 月 1 日現在）

課 名	分 掌 事 務
地 域 保 健 課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 部の統括に関すること。</li> <li>(2) 部の所管(国民健康保険課及び後期高齢者医療室を除く。)に係る国庫支出金等に関すること。</li> <li>(3) 地域医療室、健康づくり課、生活衛生課、保健環境試験所及び動物管理センターに係る予算の経理に関すること。</li> <li>(4) 厚生統計調査（社会福祉に係るものを除く。）に関すること。</li> <li>(5) 死体保存に関すること。</li> <li>(6) 地域保健施策に関すること。</li> <li>(7) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)に規定する感染症に関すること（保健所の所管に係るものを除く。）。</li> <li>(8) 精神保健に関すること。（保健所の所管に係るものを除く。）</li> <li>(9) 保健衛生関係団体及び医療関係団体との連絡調整に関すること。</li> <li>(10) 伊王島国民健康保険診療所、高島国民健康保険診療所、池島診療所、小口診療所及び野母崎診療所との連絡調整に関すること。</li> <li>(11) 救急医療対策に関すること（地域医療室の所管に係るものを除く。）。</li> <li>(12) 夜間急患センターに関すること。</li> <li>(13) 看護師養成事業に関すること。</li> <li>(14) 医療安全相談に関すること。</li> <li>(15) 部内事務の連絡調整に関すること。</li> </ul>
健 康 づ くり 課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域保健対策の計画策定及び実施に関すること。</li> <li>(2) 健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業に関すること。</li> <li>(3) 食育推進会議、献血推進協議会、歯科口腔保健推進審議会、健康長崎市民 2 1 市民推進会議及びストップCKDネットワーク会議に関すること。</li> <li>(4) 保健に係る相談に関すること（こども健康課の所管に係るものを除く。）。</li> <li>(5) 栄養の改善及び指導に関すること（保健所の所管に係るものを除く。）。</li> <li>(6) 難病に関すること（障害福祉課及び保健所の所管に係るものを除く。）。</li> <li>(7) 歯科保健に関すること（こども健康課及び保健所の所管に係るものを除く。）。</li> <li>(8) 口腔保健支援センターに関すること。</li> </ul>
生 活 衛 生 課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 食品衛生に関すること（保健所の所管に係るものを除く。）。</li> <li>(2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）に基づく許可等に関すること。</li> <li>(3) 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）に基づく登録等に関すること。</li> <li>(4) 食品衛生関係団体の指導育成に関すること。</li> <li>(5) 生活衛生に関すること。</li> <li>(6) 墓地、納骨堂及び火葬場の経営の許可等に関すること。</li> <li>(7) 改葬の許可に関すること。</li> <li>(8) 生活衛生関係の営業団体等との連絡調整及び育成に関すること。</li> <li>(9) と畜場の設置の許可等に関すること。</li> <li>(10) と畜検査に関すること。</li> <li>(11) 食鳥処理の事業の許可等に関すること。</li> <li>(12) 食鳥検査に関すること。</li> </ul>



保健環境試験所	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 理化学試験に関すること（保健所の所管に係るものを除く。）。</li> <li>(2) 微生物検査に関すること（保健所の所管に係るものを除く。）。</li> <li>(3) 環境の汚染に関する監視、測定（環境政策課の所管に係るものを除く。）に関する こと。</li> <li>(4) 環境の保全のための規制、指導（環境政策課の所管に係るものを除く。）に関する こと。</li> </ul>
動物管理センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 動物の愛護及び管理に関すること。</li> <li>(2) 犬の登録及び取締りに関すること。</li> <li>(3) 狂犬病の予防に関すること。</li> </ul>
伊王島国民健康 保険診療所 高島国民健康 保険診療所 池島診療所 小口診療所 野母崎診療所	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 外来診療及び看護に関すること。</li> <li>(2) 介護保険法の規定に基づく保険給付の提供に関すること（野母崎診療所に限る。）。</li> <li>(3) 製剤及び調剤に関すること。</li> <li>(4) 麻薬の管理に関すること。</li> <li>(5) 医薬品の管理に関すること。</li> <li>(6) 使用料及び手数料の請求並びに収納に関すること。</li> <li>(7) 現金、有価証券及び物品の出納並びに保管に関すること。</li> <li>(8) 医事統計、医事報告その他医療に関する諸報告に関すること。</li> <li>(9) 施設の維持管理に関すること。</li> </ul>

（企画財政部）

三和行政センター 琴海行政センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域保健に係る事業の実施、受付等に関すること。</li> <li>(2) 精神保健に係る事業の実施、受付等に関すること。</li> </ul>
----------------------	--

（こども部）

こども健康課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 母子保健に関すること。</li> <li>(2) 母子に係る保健の相談に関すること。</li> <li>(3) 母子に係る歯科保健に関すること。</li> <li>(4) 子どもの予防接種に関すること。</li> <li>(5) 小児慢性特定疾病に関すること。</li> <li>(6) 障害児の自立の支援（自立支援医療費のうち育成医療に係る支給によるものに限る。）に関する こと。</li> <li>(7) 小児慢性特定疾病審査会及び予防接種健康被害調査委員会に関すること。</li> </ul>
--------	--

課 名	分 掌 事 務
地 域 保 健 課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 保健所の所管に係る予算の経理に関すること。</li> <li>(2) 地域保健対策の企画調整に関すること。</li> <li>(3) 地域保健に関する情報の収集、活用に関すること。</li> <li>(4) 地域保健に関する思想の普及及び向上に関すること（保健所健康づくり課の所管に係るものを除く。）。</li> <li>(5) 歯科保健に関すること（健康づくり課、こども健康課及び保健所健康づくり課の所管に係るものを除く。）。</li> <li>(6) 結核、細菌性赤痢等の感染症その他の疾病の予防に関すること。</li> <li>(7) 精神保健に関すること（保健所の所管に係るものに限る。）。</li> <li>(8) 保健師の業務に関すること（保健所健康づくり課の所管に係るものを除く。）。</li> <li>(9) 診療所等の開設、変更及び使用許可等に関すること。</li> <li>(10) 衛生検査所、施術所及び歯科技工所の開設等に関すること。</li> <li>(11) 病院の開設、変更及び使用許可等に関すること。</li> <li>(12) 診療所の病床設置及び変更許可に関すること。</li> <li>(13) 病院、診療所その他の医療施設等の立入検査に関すること。</li> <li>(14) 医師、歯科医師その他の医療従事者の免許に係る申請書の進達及び免許証の交付に関すること。</li> <li>(15) 受胎調節実施指導員の指定に係る申請書の進達及び指定証の交付に関すること。</li> <li>(16) 死体解剖に関すること。</li> <li>(17) 死体解剖の認定申請書等の進達及び認定証明書の交付に関すること。</li> <li>(18) 医師、歯科医師、薬剤師、歯科技工士、歯科衛生士、保健師、助産師、看護師及び准看護師の業務従業者届の進達に関すること。</li> <li>(19) 保健所運営協議会及び感染症診査協議会に関すること。</li> <li>(20) 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関すること。</li> <li>(21) 所内事務の連絡調整に関すること。</li> </ul>
健 康 づ くり 課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域保健に関する思想の普及及び向上に関すること（保健所地域保健課の所管に係るものを除く。）。</li> <li>(2) 栄養の改善及び指導に関すること（保健所の所管に係るものに限る。）。</li> <li>(3) 歯科保健に関すること（市民健康部健康づくり課、こども部こども健康課及び保健所地域保健課の所管に係るものを除く。）。</li> <li>(4) 難病に関すること（障害福祉課及び市民健康部健康づくり課の所管に係るものを除く。）。</li> <li>(5) 医療社会事業に関すること。</li> <li>(6) 保健師の業務に関すること（保健所地域保健課の所管に係るものを除く。）。</li> <li>(7) 医師等の臨床研修に関すること。</li> <li>(8) 医療品及び衛生資材の管理に関すること（保健所の所管に係るものに限る。）。</li> </ul>
生 活 衛 生 課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 食品衛生に関すること（保健所の所管に係るものに限る。）。</li> <li>(2) 飲食店営業等を行う者に係る許可に関すること。</li> <li>(3) 旅館業、興行場、公衆浴場、理容業、美容業、クリーニング業等の衛生に関すること。</li> <li>(4) 住宅、水道、井戸、遊泳場等の衛生に関すること。</li> <li>(5) 特定建築物の衛生に関すること。</li> <li>(6) 温泉の利用許可及び衛生に関すること。</li> <li>(7) 家庭用品の衛生に関すること。</li> <li>(8) 墓地、納骨堂及び火葬場の維持管理及び衛生に関すること。</li> </ul>
保 健 環 境 試 験 所	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 理化学試験に関すること（保健所の所管に係るものに限る。）。</li> <li>(2) 微生物検査に関すること（保健所の所管に係るものに限る。）。</li> </ul>

3 職員配置表（保健部門）

（平成 27 年 4 月 1 日現在）

所 属		職 種	総	医	歯	獣	薬	技	技	保	看	准	理	歯	栄	技	そ	一	現
		数	師	科	医	劑	療	臨	健	護	看	学	科	養	術	の	般	業	
		数	師	医	師	師	師	師	師	師	師	師	士	士	士	員	他	務	職
市 民 健 康 部 （ 保 健 部 門）	総	数	135 (37)	7 (1)	1	4	10	2 (1)	5	22 (3)	10 (5)	6 (5)	4	3 (1)	5 (2)	18 (3)	28 (6)	10 (10)	
	市民健康部長		1					-									1		
	保健所長		1	1															
	地 域 保 健 課	課長		1															1
		総務計画係		6								1							5
		医事統計係		5 (1)					1										4 (1)
		疾病対策係		7 (2)							4 (1)	1 (1)							2
		精神保健係		7 (2)							7 (2)								
	健 康 づ く り 課	課長		1	1														
		次長		1		1													
		企画係		12 (2)							5				3 (1)				4 (1)
		支援係		13 (2)							6			2		5 (2)			
	生 活 衛 生 課	課長		1				1											
		管理係		4				1										1	2
		食品衛生1係		7 (1)				3										4 (1)	
		食品衛生2係		7 (1)			1	4										2 (1)	
	保 健 部 門	環境衛生係		7 (1)				1										5	1 (1)
		所長		1														1	
		保健環境 試験所		5 (2)														4 (1)	1 (1)
	門	動物管理センター		4			1												
所長			1			1													
伊王島国民健康 保険診療所			4 (3)	1							2 (2)							1 (1)	
高島国民健康 保険診療所			4 (2)	1							1	2 (2)							
池島診療所			4 (2)	1 (1)							1	1						1 (1)	
野母崎診療所			25 (16)	2				1 (1)	1		4 (2)	3 (3)	2					2	10 (10)

各診療所の行政センターの兼務職員は含まない。

( ) 内は再任用職員及び嘱託員を内書き。

#### 4 歳出決算・予算

平成 26 年度市民健康部（保健関係分）・こども部（保健関係分）一般会計歳出決算見込み

(単位：円)

科 目	予 算 現 額	支 出 済 額	備 考
保 健 衛 生 費	4,386,918,500(2,679,675,718)	3,990,614,946(2,467,191,003)	
保健衛生総務費	1,355,793,500(1,313,986,718)	1,270,478,056(1,229,902,029)	
保 健 所 費	13,255,000	10,915,529	
母子保健対策費	752,592,000	699,166,629	
予 防 費	1,208,520,000(295,676,000)	1,075,692,312(292,011,025)	
健 康 増 進 費	480,349,000	412,859,101	
結 核 対 策 費	35,011,000	24,460,549	
保健環境検査費	31,455,000	29,471,029	
環 境 衛 生 費	53,884,000	51,724,590	
診 療 所 費	456,059,000	415,847,151	

※( )内は、市民健康部所管の予算現額・支出済額を内書き。

平成 27 年度市民健康部（保健関係分）・こども部（保健関係分）一般会計歳出予算

(単位：千円)

科 目	当 初 予 算 額	財 源 内 訳		備 考
		特 定 財 源	一 般 財 源	
保 健 衛 生 費	5,788,912 (4,254,159)	2,055,182(1,890,826)	3,733,730(2,363,333)	
保健衛生総務費	2,917,354 (2,903,025)	1,622,965(1,616,424)	1,294,389(1,286,601)	
保 健 所 費	11,007	7,276	3,731	
母子保健対策費	708,213	156,600	551,613	
予 防 費	1,117,152 (304,941)	19,341 (18,126)	1,097,811 (286,815)	
健 康 増 進 費	423,456	45,156	378,300	
結 核 対 策 費	31,298	17,622	13,676	
保健環境検査費	31,071	11,938	19,133	
環 境 衛 生 費	52,240	13,597	38,643	
診 療 所 費	497,121	160,687	336,434	

※( )内は、市民健康部所管の当初予算額・財源内訳を内書き。

5 各種協議会

(1) 長崎市保健所運営協議会委員名簿

(平成 27 年 6 月 19 日現在)

区 分	氏 名	職 名
学 識 経 験 者	原 拓 也	長崎市 P T A 連合会副会長
	小 林 末 文	長崎市民生委員児童委員協議会副会長
	山 本 浩	長崎市老人クラブ連合会保健福祉部長
	松 尾 辰 樹	長崎原子爆弾被爆者対策協議会中央検診所所長
	青 柳 潔	長崎大学大学院医歯薬学総合研究科教授
	永 田 耕 司	活水女子大学看護学部看護学科教授
	松 尾 富 子	長崎市子育て支援ネットワーク連絡会
	古 野 節 子	ながさき女性・団体ネットワーク委員
	森 美恵子	長崎市食生活改善推進協議会会長
関 係 団 体	藤 井 卓	長崎市医師会副会長
	平 川 明	長崎市歯科医師会会長
	松 尾 英 俊	長崎市薬剤師会会長
	西 淳 子	長崎県栄養士会長崎支部会員
	中 尾 理恵子	長崎県看護協会県南支部職能運営委員
	森 下 傳太郎	日本赤十字社長崎県支部事務局長
	橋 本 邦 芳	長崎市食品衛生協会会長
	松 尾 信 一	長崎市小学校校長会保健主事部会副部長
	松 尾 光 一	長崎市中学校校長会学校保健部長
大 神 俊 雄	長崎市保健環境自治連合会副会長	
関 係 官 公 庁	井 上 大 作	福岡検疫所長崎検疫所支所支所長
	壺 岐 直 子	長崎こども・女性・障害者支援センター精神保健福祉課長

(任期 2 年 平成 26 年 3 月 1 日～平成 28 年 2 月 29 日)

## (2) 長崎市地域保健医療対策協議会委員名簿

(平成27年4月1日現在)

機 関 等	氏 名	職 名
市 医 師 会	奥 保 彦	(一社) 長崎市医師会会長
	小 森 清 和	(一社) 長崎市医師会副会長
	平 田 恵 三	(一社) 長崎市医師会理事
	松 崎 純 宏	(一社) 長崎市医師会理事
市 歯 科 医 師 会	平 川 明	(一社) 長崎市歯科医師会会長
市 薬 剤 師 会	松 尾 英 俊	(一社) 長崎市薬剤師会会長
看 護 協 会	一 瀬 久 美 子	長崎県看護協会県南支部支部長
国 ・ 公 立 病 院	平 野 明 喜	日本赤十字社長崎原爆病院院長
	兼 松 隆 之	長崎みなとメディカルセンター市民病院院長
社 会 福 祉 施 設	蒔 本 志 津 子	長崎市老人福祉施設協議会会長
消 防 本 部 又 は 消 防 署	三 谷 国 弘	長崎市消防局長
警 察 署	池 田 良 文	長崎警察署長
福 祉 事 務 所	三 井 敏 弘	長崎市福祉事務所長
そ の 他 学 識 経 験 者	長 谷 敦 子	長崎大学病院救急教育医療室長
	青 柳 潔	長崎大学大学院医歯薬学総合研究科教授
	福 井 洋	(医) 長崎記念病院理事長
保 健 所	早 田 篤	長崎市保健所長

(任期3年 平成24年9月1日～平成27年8月31日)

(3) 長崎市感染症診査協議会委員名簿

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

役 職	氏 名	職 名
会 長	須 山 尚 史	長崎みなとメディカルセンター市民病院 副院長
委 員	富 増 邦 夫	長崎市医師会
	高 谷 洋	長崎みなとメディカルセンター成人病センター 診療部長
	泉 川 公 一	長崎大学病院 感染制御教育センター長
	川 島 陽 介	長崎県弁護士会 弁護士
	平 野 清 美	長崎県栄養士会 副会長

(任期 2 年 平成 29 年 3 月 31 日まで)

※結核診査協議会は平成 19 年 4 月 1 日付結核予防法廃止に伴い感染症診査協議会へ統合。

(4) その他

- 長崎市歯科保健・医療・福祉推進協議会
- 長崎市小児慢性特定疾患対策協議会
- 長崎市精神保健福祉連絡協議会
- 長崎市献血推進協議会

